みえ食の"人財"育成プラットフォーム会費規程

(趣旨)

第1条 この規定は、みえ食の"人財"育成プラットフォーム(以下「プラットフォーム」 という。)規約第7条により、会費に関する必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は、年会費制とし、別表のとおりとする。

ただし、10月1日以降に入会した会員の当該年度の会費は、別表に規定する額の半額とする。

(加入期間)

第3条 会員の加入期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会員より退会の 申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

(別表) 会員の区分と年会費

	区分	資本金 (出資金)	年会費
法人会員	本社、本店、県 JA、県漁連 (注1)	1千万円未満	15,000円
		1千万円以上~5千万円未満	28,000 円
		5千万円以上~1億円未満	35,000 円
		1 億円以上	40,000 円
	支店、支社、営業所、工場、 単位 JA、地区漁連 (注2)	1千万円未満	12,000 円
		1千万円以上~5千万円未満	23,000 円
		5千万円以上~1億円未満	28,000円
		1億円以上	32,000 円
個人会員	個人事業主、個人		5,000円
団体会員	当プラットフォームの趣旨に賛同する商工業団体、組合等		無料
教育関係会員	当プラットフォームの趣旨に賛同する教育機関(大学、短大、専門		
	学校、高校)		
学生会員	「みえの食」に関心がある学生(注3)		

- (注1) 本社、本店が入会をすると、支店、支社、営業所も事業を受けることができる。
- (注2) 支店、支社、営業所が単独で入会する場合はこの区分を適用する。
- (注3) 大学生、短大生、専門学校生、高校生は、この区分を適用する。

附則

- 1 この規程は、令和2年3月24日から施行する。
- 2 プラットフォームの設立当初の加入期間は、前項の規定にかかわらず、入会の日から令和3年3月31日までとする。